

令和4年度裾野市農業委員会3月総会 議事録

1. 開催日時 令和5年3月10日(金) 午後1時30分から午後2時50分
2. 開催場所 裾野市役所401会議室
3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正			東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 建一	9	大庭 清宏			富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博	須山	中村 偉文
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
6	杉山 邦利	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

7	鈴木 知華	西	大庭 義文				
---	-------	---	-------	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 中村健児 書記 前田一宏 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

10	渡邊 光枝	11	杉山 克己
----	-------	----	-------

第3 議事

- (1) 報第16号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 報第17号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 報第18号 農業用施設証明願について
- (4) 議第32号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第33号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (6) 議第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について
- (7) 議第35号 農地法第3条の規定による別段の面積について

7. 会議の概要

議 長

只今から令和4年度裾野市農業委員会3月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、10番 渡邊光枝委員、11番 杉山克己委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。

それでは、議事に入ります。報第16号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1、2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第16号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について

番号1、2

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第16号 番号1、2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、報第17号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第17号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第17号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、報第18号 農業用施設証明願について 番号1 事務局から議案書の説明
をお願いします。

事務局

はい。報第18号 農業用施設証明願について 番号1

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第18号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、議第32号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1、
2は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願
いします。

事務局

はい。議第32号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1、
2

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 4番 勝又和一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、須山地区内に3か所あり、須山小学校から北西に約370メートルのと

ころ、ヘルシーパーク裾野から東に約90メートルのところに位置します。

申請地は調整区域内の農地です。面積は4筆合計3,829㎡で、地目は登記簿が田及び畑、現況が畑及び休耕地です。

番号1申請地は、令和元年に渡人が相続により取得しました。受人が自宅周辺で農地を探していたところ、渡人と使用貸借の話がまとまり、申請に至りました。

番号2申請地は、受人が平成15年に財産処分により、土地を手放さなくては行けませんでした。そこで、知人である現在の渡人が耕作することになり、

農地法第3条の許可を受け、農地を取得しました。受人は、将来的には手放した農地を買い戻したいと考えておりました。この度、農地を取得するための資金の準備ができたため、渡人に相談したところ、売買の話がまとまり、申請に至りました。

耕作は、受人夫婦と受人の娘の3名で行いますが、20年ほどの農業経験があり、経験や技術について問題はありません。

必要な農機具も所有しており、申請地所得後は、芝と野菜の栽培を行っていく計画であるため、営農に問題は無いと思われます。

申請地取得後の経営農地は、3,829㎡で、下限面積を満たしています。通作にかかる時間は、徒歩で1分程度と車で10分程度です。使用貸借の貸付期間は5年間です。

また、従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、芝と野菜の栽培をする予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議長

ただ今の議第32号 番号1、2について、質疑等がありましたらお願いします。

志村重利委員

耕作面積が今回取得する面積と同じだが、譲受人は新規就農者なのか。

事務局

番号2申請地は、約20年前は譲受人が所有しており、当時は営農をきちんと行っていたとのこと。それ以降の空白期間はあるが、農業経験があるとみて、新規就農者ではない。

杉山守正委員

番号1は使用貸借での契約とのことだが、農地中間管理事業を活用しないのか。

事務局

農地法第3条はあくまでも土地所有者と耕作者の個人間の貸借契約になるが、農地中間管理事業は貸借契約に公社が加わることになる。それにより、土地所有者は貸借期間が過ぎても土地を返してもらえないという問題は解消される。また、期間中は両者の同意がないと途中解約ができないため、突然の土地の返還等が無くなる。耕作者にもメリットはある。土地所有者と耕作者が全くの他人だった場合、農地中間管理事業を活用される方は多い。

今回は、譲渡人と譲受人が同じ地区内で知人のため、個人間での貸借契約を結んでの農地法第3条申請になった。

議長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第32号 番号1、2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第32号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局	はい。議第32号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3 (議案朗読・写真投影により説明)
議 長	続きまして、地区担当委員 5番 柏木一男委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	申請地は、富岡中学校の東側に位置します。 申請地は調整区域内の農地です。面積は4筆合計3,474㎡で、地目は登記簿、現況ともに田です。 申請地は、平成30年に相続により取得し、これまで水稻、露地野菜の栽培をしておりました。このたび、受人と使用貸借の話がまとまり、申請に至ったものです。 耕作は、受人と受人の父親、受人の叔父である譲渡人の3名で行いますが、受人はこれまでも耕作に携わっているため、年間160日ほどの農業経験があります。また、受人の父親と叔父は20年以上の農業経験があり、経験や技術について問題はありません。 必要な農機具は、受人の叔父が所有しているものを使用予定であり、申請地所得後は、水稻、露地野菜の栽培を行っていく計画であるため、営農に問題はないと思われます。 新規就農となりますが、取得面積及び農業従事の計画日数は基準を満たしており、通作にかかる時間は、車で6分程度です。 以上のことから、営農に問題はないと思われます。 耕作計画によると、水稻と露地野菜を栽培する予定です。 周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。
議 長	ただ今の議第32号 番号3について、質疑等がありましたらお願いします。 (質問、意見等 なし)
議 長	それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第32号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	それでは、全会一致で決定することに決定します。 次に、議第32号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号4事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第32号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号4 (議案朗読・投影写真により説明)
議 長	続きまして、地区担当委員 11番 杉山克己委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	申請地は、鈴原区集会所の約50メートル南側のところに位置します。 申請地は調整区域内の農地です。面積は2筆合計1,086㎡で、地目は登記簿が原野及び畑、現況が畑です。 申請地は、平成30年に相続により取得しました。令和3年9月に農地法第5条の許可を受け、資材置場敷地に転用する計画でしたが、12月に許可の取消しをしております。その後、農地としての保全管理を行ってきましたが、高齢のため、今後の利

用に苦慮していたところ、売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

耕作は、受人夫婦の2名で行いますが、20年ほどの農業経験があり、経験や技術について問題はありません。

必要な農機具も所有しており、申請地所得後は、野菜の栽培を行っていく計画であるため、営農に問題は無いと思われます。

申請地取得後の経営農地は、12,601.66㎡で、下限面積を満たしています。通作にかかる時間は、徒歩で8分程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また、従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、野菜を栽培する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長

ただ今の議第32号 番号4について、質疑等がありましたらお願いします。

市野哲也委員

当該申請に関したことでないが、農地法第3条許可申請時点で野菜を営農すると計画を立てて許可を受けた。その後、野菜ではなく果樹を作付けしていたら問題になってしまうのか。

事務局

申請時点ではあくまでも「計画」である。実際に耕作したら、予定していた作物が土地に合わないこともある。そのため、きちんと営農をしているのであれば問題ない。

議 長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第32号 番号4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第33号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第33号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・写真投影により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 杉本義明委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は市民文化センターの約300メートル南西側に位置します。

現況は畑となっています。

借人は、衛生・空調などの建築設備業を営む法人です。

現在、本社を構え、建築設備に伴う工事を取り扱っていますが、本年2月に法人化し、増員雇用し業務拡張を目標としています。このことから、本社のみでは資材置き場や工事車両・従業員の駐車場が不足することから、適地を探していました。

貸人は、申請地を相続により平成25年9月に取得し、申請地で野菜を作付けしていましたが、借人の申し出により貸し出すことを決め申請に至ったものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の割合が40パーセントを超えていることから、第3種農地に該当します。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続

きは不要です。

添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できており、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の東・西・北側は農地、南側は道路に接しています。

場内は乗り入れ部分はコンクリート舗装、その他は採石敷きとし、雨水は自然浸透により処理します。

周辺との境界にはフェンス・見切り等を施工し、外部へ流出しないよう配慮した計画となっています。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思います。

審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ただ今の議第33号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第33号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1

(議案朗読・写真投影により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 9番 大庭清宏委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は2箇所あり、御宿八幡宮から約30メートル東と、市民文化センターから約50メートル北に位置します。

利用権設定地は3筆で、白地農地です。地目は公簿が田、現況が畑です。

面積は、3筆合計2,742㎡です。

貸人は、昭和47年に相続し、農地を取得しています。

利用権設定地は、令和2年から農業経営基盤強化促進法第18条により利用権を設定しており、借人は露地野菜の栽培を行ってきました。

その期間が、令和5年3月末に満了するため、今後は農地中間管理事業を活用して、改め利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人は、認定農業者で、露地野菜の生産を行っています。

経営農地は8,646㎡で、農地は概ね効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。

貸付期間は、3年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、引き続き露地野菜を作付ける予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第34号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第34号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号2～4は関連がありますので、一括して審議いたします。
また、こちらの案件については、委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、委員は、議案審議の間、一時退席願います。
(委員 退席)
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第32号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号2～4

(議案朗読・写真投影により説明)

事務局 続きまして、地区担当委員 推進委員 勝又俊博委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は3箇所あり、裾野長泉清掃施設組合・中島苑から北東へ約280メートルと、赤子神社から北へ約50メートルと、介護老人保健施設「あいの郷」から西へ約260メートルに位置します。
利用権設定地は7筆で、青地農地です。地目は公簿、現況ともに田です。
面積は、7筆合計で15,253㎡です。
貸人②は令和2年に、貸人③④は令和3年に相続により、農地を取得しています。
利用権設定地はこれまで、農作業受委託により借人が水稻の作付けをしてきましたが、両者の合意により、農地中間管理事業を活用して、利用権設定をするものです。
借人は、認定農業者で、水稻、そばの生産を精力的に行っています。
経営農地は32,735㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。
貸付期間は、5年間で、使用貸借によるものです。
耕作管理計画によると、水稻を作付ける予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
ご審議をお願いします。

議長 ただ今の議第34号 番号2～4について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第34号 番号2～4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

(委員 入室)

次に、議第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号5 こちらの案件については、 委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、 委員は、議案審議の間、一時退席願います。

(委員 退席)

事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号5

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 8番 渡邊博美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、深良文明寺から約100メートル南西に位置します。
利用権設定地は2筆で、白地農地です。地目は公簿が田、現況が畑です。
面積は、2筆合計で1,809㎡です。
貸人は、平成7年に相続し、農地を取得しています。
利用権設定地は、元々、別の耕作者がそばの作付けを行っていましたが、令和5年3月末に合意解約するため、今後の利用を検討していたところ、借人と農地中間管理事業を活用して利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。
借人は、認定農業者で、水稻、そば、きくらげ等の生産を行っています。
経営農地は8,701㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。
貸付期間は、5年間で、使用貸借によるものです。
耕作管理計画によると、そばを作付ける予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第34号 番号5について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第34号 番号5について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

(委員 入室)

次に、議第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号6 こちらの案件については、 委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、 委員は、議案審議の間、一時退席願います。

(委員 退席)

事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号6

（議案朗読・投影写真により説明）

議長 続きまして、地区担当委員 2番 志村重利委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は、原区集会所から約10メートル南東に位置します。
利用権設定地は、青地農地です。地目は公簿、現況ともに田です。
面積は1,547㎡です。
貸人は、平成16年に相続し、農地を取得しています。
借人は別の場所でそばの作付けを行っていましたが、それよりも自宅に近い利用権設定地を、農地中間管理事業を活用して利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。
借人は、認定農業者で、水稻、そば、果樹等の生産を行っています。
経営農地は9,785㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。
貸付期間は、5年間で、使用貸借によるものです。
耕作管理計画によると、そばを作付ける予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
ご審議をお願いします。

議長 ただ今の議第34号 番号6について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第34号 番号6について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

（ 委員 入室）

次に、議第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号7 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号7

（議案朗読・投影写真により説明）

議長 続きまして、地区担当委員 推進委員 市野哲也委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は、新井内科クリニックから約200メートル北東に位置します。
利用権設定地は、青地農地です。地目は公簿、現況ともに田です。
面積は1,200㎡です。
貸人は、令和4年に相続し、農地を取得しています。
借人は、JA ふじ伊豆なんすん地区本部の新規事業「きままに就農」の希望者です。

当事業で活用する農地を探していたところ、貸人と中間管理事業を活用して、利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人は、新規のため今回利用権設定する土地1, 200㎡が耕作地となり、従事日数は150日です。耕作は、主に利用権設定者が行いますが、農繁期には妻と一緒に農作業を行います。

貸付期間は、10年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、露地野菜を作付ける予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議長 ただ今の議第34号 番号7について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第34号 番号7について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第35号 農地法第3条の規定による別段の面積について 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第35号 農地法第3条の規定による別段の面積について

(議案朗読により説明)

議長 ただ今の議第35号について、質疑等がありましたら、お願いします。

岡田廣正委員 下限面積撤廃により、農地の売買のハードルを下げて、誰でも買えるようになる。農地法第3条は投資目的の取得は認めないとされている以上、委員の負担がすごく大きくなると思われる。3年3作という言葉の決まりは無いが、取得後すぐの転用は明らかな投資目的だと自分は考えている。また、当市では新規参入者の農地取得の事例も多々あり、今後さらにその事例は増えるかと。皆さんの意見をお聞かせください。

勝又俊博委員 公示の仕方はどのようにするのか。広報に載せるのか。

事務局 総会開催時と同様の、市役所玄関前の掲示板の張り出し、各支所での公示を予定しています。それに加え、市公式ウェブサイトの農地法第3条の説明ページに、下限面積撤廃の旨を掲載することを検討しています。

広報紙につきましては、周辺市町農業委員会に事前に確認したところ、載せないとの方向でしたので、裾野市もそれに合わせ、広報紙での周知は行わない予定です。

岡田廣正委員 一番懸念しているのは、投資や転用目的の人に、守るべき農地の真ん中を取得してしまった場合、どうしようかと考える。これから農業をやりたいという人をダメなんて言ったことはなく、新規参入も受け入れている。農業委員の負担はかなり大きくなるかと。

基盤整備をやる際に、そういった人が反対する問題も出てくる可能性もある。本来は議論をして、もう少し先延ばしにさせてもらいたいところではある。

事務局 これは、法改正によるものですので、手続きとして農業委員会の議決は取りま

れども、法律が変わってしまいますので、これは改めようがないということをご理解いただきたいと思います。

飯塚邦彦委員

例えば、農業をこれからやりたい人は、農地を取得する時に、いきなり取得するのではなく、まずは中間管理機構を活用して3年か5年の経験を積んでもらうといった案内をすることは可能なのか。また、裾野市の方針のようなものを作ることはできるのか。

事務局

できなくはないと考えている。県内他市町でも案内をしているところはあるとのこと。前々回ぐらいに全員協議会で出た案件については、そのような意見を申請者に伝えたところ、中間管理での貸借の話にまとまりました。しかし、そこはあくまで任意の話の中で同意いただいたことであって、農地法第3条は申請行為のため、申請されたものの書類、内容に不備がなければ受理し、審議せざるを得ないものです。ただ、事前の相談の際に、提案はできるかと思います。

大庭清宏委員

今まで中間管理事業は、農家から農家、または新規参入者だったが、家庭菜園やりたいから農地を貸してほしいということで、中間管理を活用する事例も出てくるのでしょうか。

事務局

今後出てくる可能性はある。家庭菜園規模の小さな面積を中間管理や農地法第3条での案件がでてきても、内容が整っていれば、農業委員会総会で諮る形になります。

大庭清宏委員

今、畑ができなくて売りたいくても売れないという相談を受けるが、例えば、屋敷に囲われた農地を購入し、芝畑にして車をとめたりしても問題ないのか。

事務局

一時的なものかそうでないのかにもよります。違反転用のようにならないためにも、委員の皆様の日頃の最適化活動が重要になってくるかと考えております。

杉本義明委員

市の条例か何かで補足規定のようなものは策定できないのか。

事務局

条例を作れる条文の根拠がなければ作れないため、難しいかと。

市野哲也委員

「農業をやりたいから買います」と買いたい人と売りたい人がいる場合、本人同士で売買すれば成立するのか。

事務局

売買契約自体はできるが、名義の変更になると、農地法第3条の許可が無いと法務局でも受付けないため、変更できない。

市野哲也委員

農業委員会としても、不許可の理由がなければ許可するしかないのか。

事務局

農業委員会で承認されて、許可になればそれ以上の制限はできない。
下限面積は撤廃されますが、機械・労働力・技術の全部効率利用要件、従事日数、地域との調和の要件はありますので、そこに適するか適さないかを判断していただくことになります。

宮崎慎一委員

他の要件は残るとしても、叔父さんや親戚に借りる等、農業委員会としても本当に借りるのかという確認までは取れない。申請者はどうすれば許可になるかを考えて申請するのではないか。農業委員会で全てを調べられるわけではない。

事務局

出された書類の内容が嘘なのか本当なのかを見極めるよりも、本当にこの人が農業をちゃんとやるのかどうなのかが大事だと考える。

宮崎慎一委員

事務局で受けた書類を農業委員会で不許可にするようなことはないのではないか。事務局が受付時点でちゃんと判断すべき。

志村重利委員

最初に会長がおっしゃったように、農業委員の仕事が増えるのは仕方がない。法律が変わってしまう以上、どうしようもない。

また、農地法第3条許可後に建築物等を作るようなことがあればわかるはず。そういったことをさせないように、抑止していく。

議 長

皆様のご意見はわかりました。これからの委員が本当に大変でやり手が無くなってしまうのが一番心配だが、法律がそうなる以上、新しい対応方法を皆さんの知恵を借りて、裾野市の農業振興につながるかを考えていきたいと思います。

それではお諮りします。議第35号 農地法第3条の規定による別段の面積について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(多数挙手)

議 長

それでは、賛成多数のため決定します。

これをもって令和4年度裾野市農業委員会3月総会を閉会します。

令和5年3月10日（会議録署名人）

10番署名人

渡邊光枝

11番署名人

杉山克己